

スポーツ施設の利用について

群馬県の「社会経済活動の再開に向けたガイドライン」の警戒度が1になることに伴い、11月6日（土）からスポーツ施設の利用を下記の通り一部制限します。

○屋内スポーツ施設：
○屋外スポーツ施設：
○トレーニング室： 県外在住者も利用可

※トレーニング室の利用方法について
トレーニング室の利用時間(各回2時間)と定員(各回20名まで)の制限に変更はございません。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。



スポーツ施設管理課 ☎ 0276-57-2222